

個人線量計の定期交換(運用方法見直し)(2024年度から)

4月・7月・10月・1月を起点とする各3か月間の使用期間(四半期)毎の定期交換を希望する利用者は、2024年4月以降、**定期交換実施月の15日までにユーザーズオフィスへ申込みが必要**となります。申込みの無い場合、新しい線量計は用意されませんので、交換ではなくご返却のみとなります。

基本的事項として、個人線量計を使用したい方は、まず「認定登録依頼書(様式2-1(b)又は2-1(d))」の提出とJ-PARC放射線安全教育を受講し、個人線量計の発行を受けてください。

発行された個人線量計は、登録年度中四半期ごとに被ばく線量測定を行う為、**定期的に線量計の回収**を行っております。

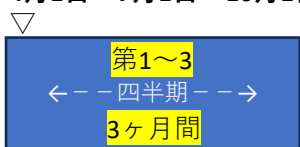
変更点について

線量計の回収時に、定期交換用に新しい線量計を発行しておりますが**2024年4月以降、次の四半期の個人線量計を定期交換で受け取る希望者は、定期交換月の15日までにユーザーズオフィスへ申し出が必要となります**。女性は毎月末に定期交換がありますが、お申込みが必要なのは3か月ごとです。

申込方法:使用期間が含まれる「J-PARC入構申込書」を提出ください

第1四半期、第2四半期、第3四半期

4月1日・7月1日・10月1日



継続利用の希望者

定期交換月の各15日までに
申込みが必要です

(締切日は下表参照)

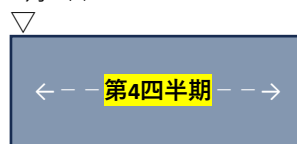
→ 定期交換

使用予定のない方はお申し出の必要はありません

↓
6月末、9月末、12月末までに返却してください

3月は年度更新

1月1日



最後の月:[年度更新手続き]

次年度4月以降の利用希望者は
年度更新手続きが必要です

→ 定期交換

年度更新手続きを行わない方

↓
3月末までに返却してください

次四半期への継続利用申請(交換月)【締め切り日】

使用期間	第2四半期 [7月~9月]	第3四半期 [10月~12月]	第4四半期 [1月~3月]
定期交換月	6月末	9月末	12月末
申込期限	【6月15日】	【9月15日】	【12月15日】

申込みの無い場合は線量測定のみ実施され次の四半期用線量計の発行はありません

認定登録は年度中継続されますので再度線量計をご利用する為に認定登録依頼書を改めて提出する必要はありません。

なお上記に関わらず再度使用する必要が生じた際は、速やかにJ-PARC入構申込書を提出いただき、個人線量計の発行を受けることができます。J-PARC入構申込みから貸与までは最低でも3営業日かかりますのでご承知おき下さい。